

## 座談会Ⅱ 社会保障研究へのアプローチ～学問分野間の対話

尾形 裕也  
小塩 隆士  
菊池 馨実  
栃本 一三郎

司会：阿部 彩  
(2014年2月20日収録)

### 第1部 学際的な研究の可能性

阿部 この座談会は2部構成にしております。1つ



目が、学際的な研究の可能性ということで、学問分野（discipline）間の対話を目指しております。社会保障に関して研究をする学会というのは、経済学会、社会学会、社会福祉学会、法学会などなど、いろいろな学会があると思います。

しかし、社会保障だけをメインに論じている学会は日本社会保障法学会以外にはないわけで、社会保障に関する研究をコンスタントに発表していくという意味においては、本誌も、その役割の一環を担っていると、私としては自負しております。

また、よく言われることですが、各学会の中の議論では、学際的なアプローチがどうしても欠けてしまって、同じ視点で物を論じ、同じ視点で査読もするといったようなことになりがちです。そういうことを少しでも緩和して、学際的なアプローチを追求できるところが、この国立社会保障・人口問題研究所であるのかなと思います。

その機関誌として『季刊社会保障研究』というものがあり、学際的なアプローチというのは、第1

巻の頃から目指してきたことです。しかし、「学際的なものが必要ですね」と言うのは簡単なのですが、それ以上のところからなかなか進まないのが現実です。これからまた50年間『季刊社会保障研究』を編集していく、また国立社会保障・人口問題研究所で研究を行っていくに当たって、一体どうすれば、真に学際的なアプローチとなるのかという点をご議論いただければと思っています。ですので、前半はより学際的なアプローチについて、後半はより具体的に、この機関誌がどうあるべきかという話をさせていただければと思います。

最初に、各先生よりペーパーを御執筆いただいておりますので、それに基づいてお話いただければと思っています。それをもとに、後半の議論を進めたいと思います。それでは栃本先生からよろしくをお願いします。

栃本 私の方法論ですが、もともと私は社会学で、学部では社会変動論を勉強していました。そのあと、社会学という学問からして、アカデミックな社会だけで一生過ごしていいのか、ということをや非常に疑問に思い、関西の企業に勤



めました。このことは、そのあと自分が研究する上で、いろいろと自分を相対化する意味では非常によかったと思います。

そのあと大学院に戻り、社会変動論だけでいいのかということから、イギリスの救貧法とドイツの同じ時期の相互の比較研究を行いました。つまり、伝統的にイギリス救貧法の研究は我が国ではかなり実績がありますが、イギリスの救貧法に相当する時期のプロイセン地域において、具体的に何によって生活維持機能があったのかということが、なかなか日本ではよく分かっていないと。すぐ、ビスマルク社会保険という話になりますので、ビスマルク社会保険の前の中世から資料を読むということでやっておりました。そうすることによって、イギリス社会との比較において今でいうドイツ社会の近代化、社会変動の中で、生活維持機能がどう変わって、それと意識との関係はどのような変革が行われるかを分析していたのです。

一般的には、社会思想や宗教、ヨーロッパ社会の社会福祉や救貧行政などですと、プロテスタントの重要人物が提案し、そのあとカトリックということで、宗教や思想は重要ではあるのだけれども、それだけを取り上げますと、非常に浮つくとか根っこがない形で論ずることになります。制度そのものは実在としてありますので。イギリス救貧法でいえば、1601年救貧法、1834年救貧法があり、同じ救貧法という名前なわけです。そのような中で、①制度というものに注目して、②両者を社会変動の中で分析するという事です。別の言い方をすると社会学でいうところのイギリスとヨーロッパという異なる社会の分析ですから①比較社会学という手法と、もう一つは②社会変動論で歴史を見る、そして、その際、社会学だと知識社会学という領域、理念や思想というものを重視しつつ、あくまで③歴史研究の手法であるテキスト・クリティークということを徹底して行っていくということです。簡単に言えば、社会変動論及び、比較社会学と制度研究、資料批判を行ったのが、出発点です。

そのあと、大学院の博士後期課程のときに社会保障研究所に入りました。研究所では、社会保障

について総合的に研究すると同時に、大学で行っていた研究をそのまま続けるわけにはいかないと。なぜならば、プロイセン近代化と社会行政の研究をしても、社会保障研究所の研究者としての仕事にはならないと。そこでイギリスやヨーロッパ社会の近代化、社会変動と社会思想との関係がそもそも出発点としてありますので、研究所ではヨーロッパの社会政策の分析を行うことを自分の仕事にしようと考えました。ドイツやイギリスが中心でしたが、それについてのいわゆる制度研究を行ったわけです。制度研究というのは、単に法律改正がなされたからそれを紹介するのも重要ではあるのですがそれは初歩的なものです。その背景やそもそも制度の改正というのは必ず前の部分を引きずりますから、その部分を丁寧に分析しつつ新しい要素がどのように具体的に制度運用で変わっていくかということを見るわけです。単に法律が変わったので法律を調べるというのは出発点です。前後関係が分からないと正確には分からないということがあります。それらを歴史研究の水準で行いつつ、それとほかの国とを比較するという作業です。

もう1つは、大学の先生にありがちなのですが、最初から、スウェーデンが好きとかイギリスが好きとか、この領域だとこの国は外せないということと語学力の限界とか使える語学力から外国研究を始める場合が多いですよ（ちなみに英語が分かればほとんどの国について分かるということは全くありません。ヨーロッパの分析など現地の言葉が分からなければ単なる宣伝を読むような水準となります）。もともとその国が好きでなかったら正直研究意欲や、知的関心は生まれません（命じられて行う海外研究は別として）。ただし、海外の研究をやる場合、日本を知らない研究者というのが大学では多い。日本のことについて、法律レベルと実際にそれが行われているレベル、現場でどう受け止められて、どうやってサービスが行われているかというレベル、制度の運用の実際や実務など微細なことも含めて分かっていないと、海外研究は案外、底の浅いものになってしまうということです。微に入り細に入る研究は、そのよ

うな日本ではどうなのかということが相当分かっていないと頃合いが分からないのです。また徹底的に調べ抜くということが求められます。研究所では、大学とちがって、スウェーデンだとうなっていますよという一方通行の発表では不十分なわけです。それが出来ていると役所は聞きに来る。以前こういうことがありました。私が社会保障研究所に入りたての時のことですが、先に述べたように現代の社会政策分析をするということで、のちに局長になられるかたで、かつ現在の財務かどこかにも出向していた優秀な係長が来られたことがあります。私はドイツの連邦憲法裁判所の年金権に関する違憲判決を分析していました。連邦憲法裁判所が示した幾つかのプランに基づいて5年以内に違憲状態を解消することを連邦社会労働省に求めるというものです。それについて尋ねにくるわけです。そのときに、質問者の問題意識や実務の観点から、また背景であるとか、政治向きの話とか、それについて国民はどう思っているのかとか、学者の見解はとか、的確に答えられなければいけないということがあり、大分そういう意味では鍛えられたと思います。

ということで、私のアプローチの仕方は、比較社会学と歴史研究のアプローチを用いて海外研究をすること、当然のことながら、私どもは日本にいて、日本の社会をどうするかということですから、子細な現状というものを単に霞ヶ関の話だけではなく、自治体や、社会福祉の現場の場合は民間などで行われているわけですから、そういうものの実態、問題意識などを見る形で深める作業をしてきたということです。

阿部 次に、尾形先生お願いします。

尾形 私のペーパーは1枚ものですが、最初にケインズの、恐らく経済学者の間ではわりと有名な文章なのですが、ケインズの先生のアルフレッド・マーシャルが亡くなったときに、その追悼論文を *Economic Journal* に掲載したもので、優れた経済学者が備えるべき資質あるいは要件を書いています。読んでいただくと、実はこれはマーシャルを語りつつ、ケインズ自身を語っている面があり、少し割り引いて読む必要があるかもしれません。

ただ、やはり社会保障の研究者にも当てはまると思われるようなところも多いのではないかと思います。最初にこのような形で引用してあります。

例えば、「経済学者は、ある程度まで数学者であり、歴史家であり、哲学者でなければならない。彼は記号を理解し、そして言葉で語らなければならない」。「彼は未来の諸目的のために過去に照らして現在を研究しなければならない。人間の性質や人間がつくった制度のどの部分であれ、完全に彼の関心の外にあってはならない」。この辺りなどは、正に社会保障を考えていくときに非常に重要なポイントだろうと思います。

あるいは、「明確な目的意識を持つと同時に、時代の風潮には公平無私でなければならない。芸術家の如く超然とし、清廉であるとともに、時には政治家の如く地上に近くあらねばならない」。ケインズは、多分自分がそういう要件を満たしていると言っているのだらうと思うのですが、これも非常に参考になる態度だと思います。

ここには載せていないのですが、話の流れで私自身の研究の方法ということで申し上げますと、この10数年、医療機関の経営の視点から、医療政策について研究してきました。そういう意味では、当然経営学的なアプローチということになるかと思っています。そういう中で、特に参考になったのは、1つはやはりピーター・ドラッカーの非営利組織のマネジメントの議論です。それから特に日本の競争的な医療提供体制の下では、マイケル・E・ポーターの競争戦略のいわゆるポジショニング論が有効な議論だと考えております。こうした理論的なフレームワークの下で、現実の医療機関の経営問題についてある程度光を当てることができたのではないかと考えています。

あとの議論で、学際的アプローチの話になってきますので、そのための1つの問題提起ということで、このペーパーでは混合診療の話を出しております。よく御存じのとおりですが、日本の医療においては混合診療は原則禁止で、例外的に現在は保険外併用療養費、かつての特定療養費という形で認められています。これについては、いろいろな議論があり、特に政治的には大きな問題に

なってきたというか、まだなっていると言ったほうがいいかもしれません。その際の議論というのは、主として公平性をめぐる議論であったように思います。簡単に言ってしまうと、混合診療を全面解禁してしまうと、お金持ちは医療を受けられるのですが、お金を持っていない人は受けられなくなるという議論です。こうした公平性の観点から問題があるという議論が中心的であったと思います。

しかし、混合診療の問題を公平性だけで論ずるのは、私は問題があると思っています。というのは、公平性の観点からだけ考えていると、例えば医療と介護を比べたときに、介護についてはそういう言葉はないのですが、介護は一応「混合介護」が全面的に認められる形の制度設計になっています。それに対して、医療は現物給付で混合診療は原則禁止です。公平性の議論だけでこれを論ずると、医療は必ず公平でなければならない。それに対して、介護は不公平があってもいいのだということになります。それが本当に通用する議論かということ、私はかなり疑わしいと思っています。そのときに、例えば医療経済学が役に立つのではないか。

ここに書きましたように、これは情報の非対称性の問題として捉えると、医療と介護はもちろん程度の問題ですが、情報の非対称性に大きな相違がある。つまり、医療のほうは非常に情報の非対称性が大きいのに、介護は比較的小さいという観点から、この問題を捉えることができるのではないかと考えています。つまり、医療サービスについては、よく悪い冗談で出てきますが、手術をしている最中に実はここから先、非常にいい治療法があるのだけれどもやりませかと言われたとする。そんなことを聞かれたら、患者の側は絶対にやってくれと言うに決まっている。そういう情報の非対称性が非常に大きいところで、ユーザーの意思がそのまま反映されるのは、なかなか難しい面があると思います。それに対して介護のほうは、もちろん程度の問題なのですが、例えばホームヘルパーの人が週3回来ているのを5回にするかどうかというところは、ある程度判断できるだろ

う。このように、情報の非対称性の大きさの違いで、このような制度的な区分が行われているという見方ができるのではないかとことです。これは、医療経済学的な観点からの見方です。ただ、実際に制度を設計することになると、今申し上げたように、いわゆる現物給付でいくのか療養費払いにするのかという問題になってくる。そもそも現物給付とは何なのか、あるいは療養費払いとは何なのかといったようなことについて、この辺りはもちろん菊池先生のほうのお話になるのかと思いますが、やはり法制度論的な理解が欠かせないと思います。そういう意味で、どういう問題を捉えるにしても、一面的なアプローチだけでは到底捉え切れないということではないかということで、混合診療の話をあえてここに出させていただきました。

最後に、学際的という言葉について少し書いています。普通は、interdisciplinaryという言葉が学際的というものに当たるのだと思うのですが、ただこれでいいかというところは少し問題提起したいところがあります。例えば、これに似た言葉ですと、internationalがあります。internationalというのは、結局個別のnation stateというか、国民国家が独立していることを前提にして、その間の関係を考えるのがinternationalである。同様に、interdisciplinaryも、各disciplineはやはり独立していて、その間の関係を何とかしようという含意があるのではないかと思います。ただ、社会保障の問題を考えていくときには、それだけですと間に落ちてしまうものがあるのではないかという気がしています。そういう意味では、こんな言葉はないのですが、‘transdisciplinary’といったものにしていく必要があるのではないかというのが、私の問題提起です。そこにドラッカーを引用していますが、企業についてはinternationalやmultinationalからtransnationalに進化していくのだとしたら、社会保障の研究も実はinterdisciplinaryではまだ不十分なのではないか、というのが私の問題提起です。

阿部 次に、菊池先生お願いします。

菊池 私は法学の研究者で、法学の中でも細分化



されていますが、社会保障に関する法制度を主たる研究対象とする社会保障法という新しい分野を専攻しております。先ほど、栃本先生から研究者としての歩みのお話がありましたが、法学研究者が研究者として修行していく上で、必要なものは2つあると言われます。1つは、法解釈論を磨く。もう1つは、外国法研究をやる。この2つは必須で、逆にこの2つをやってこなかった人は、極論すると法学研究者とは言えないということになります。私は、大学院でアメリカの社会保障法制を、1935年の社会保障法以来の社会保障制度史を研究するというので、修士論文、博士論文と勉強し、1980年代、90年代までの通史でまとめました。法学研究者は、文献等の二次資料ではなく、議会の議事録や委員会の資料、いわゆる一次資料をきちんと読みこなして立法過程をたどるのが正当な法学研究とされていますので、そういった形でやりました。

先ほどの栃本先生の話にも関わりますが、それだけでは足りないのではないかと。要するに、表面的な制度がこうなって、このように法律が改正された。しかし、なぜこう変わったのかということまで踏み込んで勉強しないと、本当にアメリカの法制度の変遷を理解したことにはならないのではないかと指摘を諸先生から頂きました。それから必死に、ごく一面的ではありますが、思想的な面、哲学的な面、特にリベリズムの立場から、アメリカ憲法上は日本のような社会保障を根拠付ける明文規定がない中で社会保障制度が存在していますが、なぜ存在できているのかという規範的な基盤を探る意味で、勉強しました。結果的には、当時は辛かったですが、今思えば、その制度史研究に上乘せをしてというか、深掘りをしてというか、そういった思想的、哲学的な勉強をしたことが、今日、研究者として続けられているバックボーンになっているなど、しみじみと感じております。ただ、先ほどの社会学の話のように、更に文化的あるいは宗教的といった、社会を成り

立たせるあらゆる側面を見据えながらというわけには、残念ながら私はそこまでの視野の広さを持ち合わせておりませんので、あくまで法制度と直接関わる部分において、その周辺領域を勉強したということでもあります。

法学の特徴は解釈論と比較法研究と申し上げましたが、社会保障領域において法学の果たす役割というのは余り大きくなかった、というのが正直なところ。私も認識しておりましたし、多分ほかの分野の先生方からもそのように思われていると思います。それは事実である面があって、社会保障というのは、国民の権利、自由を侵害する場面よりは、公的な主体が一定の給付を行う場面。規制ではなく給付に関わる領域ですので、自ずとどういう法制度を採用するかは、立法府あるいは行政府の広い裁量に委ねられることになるわけで、こういう制度であるべきだという規範的議論はなかなか立てづらい面があります。裁判所も、基本的には広い立法裁量、行政裁量に委ねているので、簡単に憲法違反などということは言えないという判断を示しているわけ。せいぜい生活保護関連で、健康で文化的な最低限度を下回るかというような場面で、憲法違反か否かという議論が出てくるぐらいだと思います。

ただ、社会保障もこの国の法制度の一環でありますので、全く無条件で白地のキャンパスに自由に絵を描くようなわけにはいかないわけで、憲法をはじめとして、既存の法体系の枠の中でつくられていかなければいけないということではあるわけ。ただ、これ以上踏み込むと憲法違反になるとか、これ以上やるとほかの制度と整合性が取れない、というような議論はわりとできるのですが、積極的にこういう制度にすべきだという議論は、やはりしづらい面が法学にはあろうかと思えます。そういう意味では、どちらかというかと枠付けといいますか、社会保障の在り方を周辺部から支えるといったアプローチが主ではないかと思えます。

その中でも、解釈論、典型的には裁判の場で法律の条文の解釈をめぐる争われる、そこに使われる法技術が法解釈技術ですが、それは決して裁

判の場だけではなく、制度や政策を作る場面においても生きてくる場面はあると思っています。例えば、年金制度の設計をする際にも、一面では給付行政と言いながら、拠出を求めなければいけないわけで、その場合に財産権との関係はどうかといった議論は、必ず政策論の場でも議論されるどころです。そのほか、法学の強みといえば、どういう中身の制度にすべきかということは、なかなか決め手のある議論はしづらいですが、手続、プロセスに関わって、採るべき手続を講じていなかったとか、そういう手続に関しての適正さの面については、比較的発言がしやすく、得意な分野ではないかと思っています。

そうはいいまして、消極的で側面から支えるだけでいいのかは、課題として残るところで、より積極的な政策論、規範的な議論がどこまでできるのかは我々の課題です。その1つのツールとして、最初に申し上げた比較法研究が1つの強みです。先ほど栃本先生からありましたように、法学研究者は日本の制度を細かく理解した上で、外国法研究をやります。しかも、その一次資料を丹念に駆使してやっていきます。地味ではありますが、そういう地味な作業から日本の法制度の在り方を考えるに当たっての示唆を提示できるのかなと思っています。

**阿部** それでは、小塩先生お願いします。

**小塩** 最後になりましたが、経済学から簡単にコメントいたします。ほかの研究分野に比べると、経済学からの社会保障へのアプローチは、どちらかという後発組といいますか、少し遅れてきたという印象がありますし、今でも全体から見るとマイナーかもしれません。厚生労働省で政策に携わっている人たちも、いわゆる経済職で入ってこられる方は少なく、法律職の人が多く聞いています。厚生労働省の記者クラブに詰めている記者さんも、政治部や社会部がメインで、経済部は少ないそうです。ですから、経済学的な発想でものを言うと、いろいろなところで軋轢があ

るといふことかもしれません。

ただし、経済学に限っても、社会保障という研究テーマは重要ではあるのですが、大学でしっかりとした地位を確立しているわけではなく、社会保障という名称で1年間授業科目を設定している大学は、非常に少ないのではないかと思います。医療経済学はあると思うのですが、社会保障はどうもないようです。採用人事でも、社会保障で人を採りたいということはあまりないと思います。教科書を見ても、社会保障そのものの教科書は非常に少なく、公共経済学や財政学、労働経済学、場合によっては公共選択論の教科書が1章か2章で社会保障に触れているのが普通で、社会保障を全体として把握することはそれほど多くないと思います。

そうした中で、経済学の社会保障へのアプローチにどのような特徴があるか申し上げます。実は、私は神戸大学で社会保障法の関根由紀先生と一緒に、経済学と法学でジョイントの授業をする機会があります。法学のアプローチと経済学のアプローチを比較しながら授業を進めていくという経験のなかで、経済学のアプローチの仕方について、こういうところは法学などと違うなという印象を幾つか受けましたので、それについてご紹介します。

1つは、経済学でも、社会保障の制度設計そのものはもちろん重要なテーマなのですが、いろいろな制度に対して、人々がどのように行動を変えるかということに、経済学は非常に関心を持っているということです。インセンティブ効果とか誘因効果というものです。例えば、公的年金は歳を取って所得が稼げなくなるというリスクに備える仕組みです。それは否定しませんが、そういう公的年金という仕組みがあるから、人々の就業行動がどのように変化するのかということに、経済学は大きな関心があり、そのテーマに関する実証分析は山のように蓄積されています。生活保護においても、生活保護基準と実際に稼得している所得との差を埋めるのが補足性の原理ですが、それが人々の就業インセンティブを弱め、その結果、貧困の罠に落ちるといふ話をするわけです。そう



いうインセンティブを重視するのは、経済学の特徴ではないかと思います。これには理論的な背景があります。限られた制限の下で、人々がどれだけ効用を高められるかという問題を解くという発想が我々に常にありますから、社会保障もその枠組みで考えることが普通です。

2番目の特徴としては、これも経済学の物の考え方の特徴なのですが、いろいろなことをできるだけ同時に考えようという傾向があります。経済学には、部分均衡分析と一般均衡分析があります。特定の部分の均衡を考えるのか、いろいろなことを同時に考えて、その中で均衡を考えるのかという違いです。もちろん、社会保障というテーマに限定して議論することもできますが、社会保障給付の規模は国内総生産の2割強に匹敵しているわけですから、経済に対して非常に大きな影響を及ぼします。財政政策でも、社会保障にどれだけお金を回すかが非常に重要なテーマになっています。そのため、マクロ経済全体の中や財政との関連で社会保障の問題を考えようという特徴が経済学にはあります。そうすると、いろいろな批判が出てきて、経済成長や財政を重視して社会福祉は軽視するのかとよく批判されますが、問題設定の特徴から、やはり財政や経済成長も同時に考えなければいけないという考え方をします。これが、2つ目です。

3番目なのですが、先ほど尾形先生から効率性と公平性のお話がありましたが、経済学はほかの研究領域に比べると、効率性を全面に押し出すという特徴があるわけですが、決してそれだけで話を終えるわけではなくて、世の中の人々は平等なほうが望ましいという公平性の観点も十分念頭に置いています。そのうえで、効率性の観点と公平性の観点をどのように付けるかという問題意識で議論を進めることがよくあります。このバランスの取り方は非常に難しく、経済学者にはどちらかという効率性を重視するバイアスがかかりがちなのですが、それは人によって違います。しかし、議論の整理をするための材料を提供できるのは、経済学の強みではないかと思います。以上が、アプローチの仕方における経済学の特徴

です。

そのほかに、分析手法面の特徴としては、もちろん数式を使った精緻な理論モデルを構築しているりと議論することもあります。そのほかに、最近急速に研究が蓄積されているのは、非常に詳細な大規模データを用いた実証分析です。特に、政策の効果を精緻に分析するために非常に力を入れています。政策の効果とほかの効果を峻別して、政策の効果を抽出するときに、いろいろな統計上のテクニックが必要なのですが、それを使って分析した論文が、『季刊社会保障研究』でも多くなってきています。これは、結構重要なことです。最近、エビデンスに基づいた政策 (evidence-based policy) を設計する必要があるとよく言われますが、経済学的手法で分析した成果はそういうところで非常に重要な役割を果たすのではないかと思います。以上です。

阿部 お互いの御発言に対して、質問、コメント等があればお願いします。

栃本 尾形先生が最後のところで、interdisciplinaryということが前から言われていたのだけれど、大学などで前から議論していますが、disciplineなしのinterdisciplinaryはないですよ。一方、transdisciplinaryなものへ進んでいく必要があるというお話でしたが、transdisciplinaryというのは、翻訳的にはどうなるのでしょうか。

尾形 こういう言葉はないのではないかと思います。transnationalという言葉はあると思いますが。私はいろいろな学問の領域を解消しろと言っているわけではなくて、社会保障の問題にアプローチするときにinterdisciplinaryと言っているだけでは、それぞれの観点からこういうアプローチがあります、こういうアプローチがありますで終わってしまうのではないかと思います。そういう意味からすると、少し大胆に言えば、相互に領域を侵犯するぐらいのことをやらないと有益な議論にはつながらないというぐらいのつもり



で申し上げたのです。

栃本 おっしゃるとおりだと思います。これは私事ですが、私が総合人間科学部長をしていた際、ないしは総合人間科学部を作る際に、文科省が「総合人間科学」というのはそもそもあるのかということになりました。一般的には、interdisciplinaryみたいな形で並列してあとは個人の努力ですと、分かりやすく言えばそうなるのです。今おっしゃった、お互いに侵食することによってもたらされるある種の構造化されたものについて、こうしなければいけないのではないかということで、学部とかそういうレベルではありますが、私どもは総合人間科学なので、心理学、教育学、社会学、社会福祉学、そして看護も入って、それらの共通したコアの部分についてはそれぞれ勉強させて、違和感と同時に越境するようなものを学部教育から感じさせてしまおうと。そのことが、逆に個々のdiscipline、教育学なら教育学の深掘りになるし、なおかつ、先ほどの3人の先生からお聞きしてもそうですが、自分の領域では絶対なし得ない、ないしは不得手なものを相手から学ぶと同時に、その不得手な部分をどのように自分たちの学問の中で克服するかといったreflectiveなことができるのではないかと思ったのです。ただ、経済学にしろ、法学にしろ、学問としての王道というか、王者としての学問があると思うのです。何が言いたいかというと、社会学でさえ王者の学問と大分違うのです。ノーマルサイエンスになり得ているかどうかさえ、なかなか難しい部分があるのです。個々のdisciplineがしっかりした上で、interdisciplinaryやtransdisciplinaryを考えないと、そういうことは感じます。

もう1つ、それぞれの先生のお話を聞いて、実際に私が社会保障研究所で仕事をしているときに、法律の先生方や経済学者の方々が書かれたものが一番参考になったのです。私は大学院のときは一橋系の社会政策学者であり、一橋の場合はドイツの財政社会学の研究、国家学としての社会政策というドイツ社会政策の研究が大昔盛んでした。ドイツのきちっとした社会学という観点がいっている社会政策は今も私にとって一つの柱と

なっています。

社会政策学者として経済学のロジックを見ると、逆に、社会政策学会は流行を追っているだけだと分かるときがある。一方、私の問題意識として、本来であればヨーロッパのように社会政策の軸と経済政策の軸がクロスしなければいけないのにそれがそうっていないというのが私の現在の問題視座です。残りの人生は博士後期課程の学生のまま研究所の研究員になっときの問題意識、そして一橋出身の小山路夫元社会保障研究所所長が大学院時代書き残し、私がそれを小山先生から頂戴したドイツ社会政策研究の草稿を加えながらドイツ研究という、ヨーロッパ社会政策という不動点から見た日本の社会政策の研究をしたいと思っていますが、そのような私からすると社会政策と経済政策の軸がクロスしていないというのが、私にとっての解釈です。そして、日本の政策形成過程はいびつというか、社会の軸が非常に弱い感じがするのです。それゆえに、むしろ経済学や経済政策の先生方が自分にとって一番重要な学びとなったと思います。

また、法律の厳密さは極めて重要だと思いました。法解釈による自分の頭の鍛え方です。日本の社会学はある意味、知的アクロバットのようなところで社会に受けている部分があり、それに対する反発が私にはあります。その意味で、地に足を着けた着実な法解釈が極めて重要であり、法学者から学ぶものが大きいと思いました。もう1つ、法学者とするならば、比較法は座標軸を持つためには絶対必要だということで、おっしゃるとおり、海外の比較法というか、そのことをさせている先生方の研究は私にとっては具体的に非常に勉強になったし、それが1つの歴史研究のマテリアル・資料のような形で勉強できました。私は、社会保障研究所から厚生省に役人として出た経験があります。研究所時代は、よく厚生省の若い人たちや、審議会の部長クラスの人たちも来て、非常にフリーな形でディスカッションしていたのです。その上で4年間役人になって、法律改正や審議会などをする中で、正に解釈論、手続論の重要性が身に染みしましたし、自分が研究所に戻ってきたとき

に、従来考えていたやり方でよかったのだと思いました。

また、参議院の厚生労働委員会の調査室で、1名だけ外部の立法スタッフを置かなければいけないことになっていて、私は1997年頃に、厚生労働委員会の調査室のスタッフになったのです。厚生省という行政府では4年間なので尾形さんのように本当の役人ではないのですが、今度は参議院ということで、立法府で違う角度で見られたということで、これもある種のずれを意識すると。ずれ感覚は重要で、他のdisciplineの人たちから学ぶとか、ここは違うのだなということで新しい知見が生まれるということがあるので、これも先ほど尾形先生がおっしゃったtransdisciplinaryの部分に関係すると思います。単純にずれを解消するのではなく、ずれをどういう形で構造化するかが、transdisciplinaryの場合には重要なことだと思います。

尾形 今の栃本先生の御発言に多少触発されて申し上げると、法制度というのは、出来上がったときは非常に頑健なもののように思われていますが、これは役所も悪いのです。これは正しい制度で、いろいろな批判に対してちゃんと答えられるようなきちんとした制度です、という説明を当然しなければいけないし、制度を守らなければいけないということでそうになっていますが、実際には栃本先生がおっしゃったように、政策を形成していくときは非常に流動的で、いろいろな可能性を議論しています。その中では、生煮えではあるのですが、いろいろなアイデアが出ていて、びっくりするようなアイデアもたくさん出ています。それを一つ一つ、どうして駄目かということで消していくのです。

そのときに、先ほどtransdisciplinaryと言いましたが、いろいろな観点から見ないと、例えば社会学的でも法学的でも経済学的でも、一面的な観点から見ただけでは十分ではないので、様々な観点から検討して、どれにしていくのかという作業をしていくわけです。ですから、役所的に言うと、本当はその辺りでそういう知見が欲しいと常に感じています。若手の役人と、せいぜい何人かの若

手の研究者との議論の中でやっていくわけですが、そこが実は非常にダイナミックな政策を形成する過程なのです。出来上がったものについては非常にしっかりしたものと受け取られています。途中の段階は決してそんなことはないので、いろいろな可能性があるということではないかと思えます。

小塩 社会保障という研究テーマは、他のテーマに比べると学際的、あるいはtransdisciplinaryなアプローチが非常に重要だし、容易ではないかと思うのです。どんなことができるかという、いろいろな研究領域で共通して使っているのに、実は誰もよく研究していない概念があります。例えばナショナルミニマムです。最低限度の生活とは一体何なのかということですが、我々経済学者は憲法学者、あるいは社会保障学者がきちんと定義しているはずだと期待するのですが、実はそうではないようです。一方、法学者から見ると、最低限度の生活というのは経済学的にがっちりと定義できるのではないかと思われるかもしれませんが、そんな議論は経済学ではほとんどありません。最低限度の生活を守ることは、社会保障にとって一番大事な政策目標なのですが、その概念がいろいろ加減だというのは非常に問題です。これをいろいろな分野の人が一緒に研究することは重要だと思います。それが1つです。

また、ほかの分野では重要なだけけれど、自分の分野では扱わない、ナンセンスだと思われる概念があります。その中には、結構重要なものもあると思うのです。幾つかの例を挙げると、1つは社会連帯 (social solidarity) という概念です。これは、経済学の教科書には一切出てきません。solidarityとは一体何か、そして、人々が社会連帯を考えるということは経済学的にどういう意味を持っているのかは、非常に重要なテーマだと思います。経済学では、社会保険はリスクをプールする仕組みだと説明しておしまいののですが、これまでの歴史的な沿革を見ると、単純にリスクプーリングで社会保険を作ったのではないのです。みんなで連帯しましょうという気持ちがその背景にあったはず。それをあえて経済学的に

解釈したらどうなるか、これは非常に魅力的なテーマだと思います。

もう1つの例は、先ほど「効率」と「公平」という議論ありましたが、「公正」という概念がそれです。つまり、**justice**、**fairness**ですが、これは経済学的に非常に料理がしにくい概念です。どういうものが**fair**なのか、どういうものが**justice**なのか。ただ、公共選択の理論の中には、いわゆる手続的正義という概念があります。制度を作るときに、みんなが納得いく形で作られているのかをちゃんとチェックしなければいけないという問題意識でその研究が始まっていると聞いたことがあります。多くの経済学者は今まで放ったらかしにしていた。「これは我々の**discipline**の外にあるから使いません」ということなのですが、社会保障というテーマを議論するときにはこれは結構重要なのです。先ほど領空侵犯という言葉がありました。今まで扱わなかったテーマをあえて分析してみることは、とても重要だと思います。

**栃本** 今あったような過去に遡って調べていく場合に、戦後の日本社会保障論、例えば社会保険で、商学部とかそういう人たちが保険論から社会保険を論ずるということで、商学部的な議論が日本では中心だったのです。カトリック大辞典というのがありますが、カトリック大辞典は非常に重要で、何でも解釈するというか、理屈を神学上きちんと定めなければいけない。私はもともと指導教授が宗教社会学だったこともあったので、カトリック大辞典のいくつかの項目を担当しました。日本では社会保険と言うと収支相等の法則うんぬんという形になりますが、ヨーロッパの歴史を調べていくと極めて宗教的な意味合いが強く、理屈もカトリック的にはきちんとあるのです。日本は非常に実学的というか、そういう部分だけを取り扱っていて、それ以外は理解できない。ヨーロッパの思想史や歴史を知れば、宗教教理や回勅などを研究すれば違ったものが立ち上がる。**solidarity**というのはヨーロッパ社会の基層部分に根差しているものであって、パターンリズムもそうです。あまりにも日本は薄っぺらい。そういうなぜ社会連帯ということをいうのかイギリスと違ったヨーロッパ

社会の中世以降の歴史まで考えてほしいと思います。それがないと教養のない法律改正となります。

たとえば民生委員法の改正において、名誉職という事が削除されましたが、これはエルバーフェルト制度（それを日本では方面委員と訳した）の規定集を読めばなぜ「名誉として」と書かれているかが分かります。方面委員というのはドイツ語の**Bezirk**の直訳で、現在でも警察や自衛隊の世界ではその言い方が残っていますね。「プロイセン近代化と社会行政」<sup>1)</sup>に詳しく書いていますが、当時のその制度に関する文書をドイツの花文字ですがそれを読めば見事に書いてあります。地域ごとに委員を定めたというものですが、そこでいわれている「名誉」として市民から選ばれ、同じ市民のために今の言葉で言う支援をするということに任せられたことが、市民として名誉なことであり誇りなんです。市民が積極的に市政参事会に参加する、市民による今でいう従来の福祉に対する改革を目指したものがエルバーフェルトシステムというものです。名誉会長や名誉所長、名誉教授の実際には仕事をしない人というような、位を極めたというような「名誉」ではありません。「無給」という事を示すためでもありません。

さらに最近の例で言しましょう。税と社会保障の一体改革の時です。消費税を社会保障に使うという場合、社会保障給付に使うということになるわけですから、その場合社会保障の範囲が重要となる。その検討会というか勉強会があって、経済学者や財政学者等著名で活躍されている方々がおおくいらしゃった。その時に、これは交付税で行っているものだから社会保障給付費に入れなくてよいといった議論がありました。一方、たとえば生活保護については生活保護法で規定され、義務的に出さなければいけないものだから当然に社会保障の給付に入るといった議論になるのです。これらは入って、交付税回しは入らないということ。これを著名な学者がおっしゃる。これは歴史を知らない話で、そもそも社会福祉の領域で交付税回しになった経緯が分かっていない。

また、イギリスでも従来のような社会福祉の給付行政ではなく、いわゆるプロバイダーからイネ

イブラーとしての自治体の役割や福祉の役割が重要で、現金を渡したり、ヘルパーを派遣したりすることではなく、相談援助やNPOなどが出来るように支援することが重要になります。ところがこれが社会保障給付費の中には入らない。給付だけではなくて、相談といったことは今後福祉では結構重要なのです。この部分は社会保障給付費に入らないのです。そういう問題がある。これは比較から見た日本についての社会保障給付というものを考える視点を形成します。

生活保護費というのは、義務的経費で絶対やらなければいけないものなのです。しかし、戦後の勧告では、ドイツでも同じですが、交付税・交付金の議論をする際に、生活保護費は交付税回しにするということだったのです。交付税回しだったのですが、厚生省が抵抗して交付税回しではない形にしたという歴史があるのです。そういう歴史を知らないから、交付税回しになったら社会保障給付の対象ではないというような議論となる。仮に交付税回しとなっていたら生活保護は社会保障給付とはならないのでしょうか。1人ぐらいそういうことをいう研究者がいないと、非常に軽い議論というか、交付税回しだからというような表面的な、非常にカテゴライズした、歴史的経緯を知らない形での議論になってしまうので、きちんと過去に遡って、丹念に調べ抜くことが必要だと思いました。

菊池 社会連帯の話をされましたが、法学でもドイツ法、フランス法をやっている人たちは社会連帯、あるいは連帯の概念を掘り下げて検討する研究がなされていますが、あくまで法制度の改廃、立法過程を見ながらの社会連帯の議論なので、今お話のあったようなもっと社会的なという話を伺うと、大変面白いと思いました。

社会連帯も含めて、小塩先生が提起された幾つかの大変魅力的なテーマについて、共同研究を学際的にやるのは大変面白く、今後は是非必要ではないかと思います。ただそのためには、他の分野の研究者とコミュニケーションできる能力が前提となるでしょうけれども。

もう1つは、研究者個人として何ができるかで

す。先ほどの栃本先生のお話で、厚生省に4年間行かれて、それから厚生労働委員会の仕事をされたということで、行政府と立法府で仕事をされたと伺いました。それは、おそらく我々が審議会にちょっと行って発言をしたり、資料をもらったりするのは全然違う。まさに組織の中でのダイナミックな仕事ぶりを、その中に入って経験されるということですね。それによって、さらに多角的に自分自身の中でいろいろなものの見方、考え方ができるようになるということかと思います。

これは必ずしも学際研究というレベルの話ではありませんが、そういう機会が研究者の側にあれば、もっと地に足の着いた研究ができていくのではないかと思います。是非、若手を役所なりに派遣する、助手や助教とかを、福祉では専門官といったものがありますが、そういう仕事に就かせて、実務の現場で地道にやることによって、役所も人手がなくて忙しいとは思いますが、将来的な学問に対する1つの蓄積にはなるのではないかと思います。

本格的にやるかやらないかは別ですが、アメリカの法学者の多くはLaw and Economicsの素養を持っていると言ってよいのではないかと思います。日本でも「法と経済」をやっている人はいますが、ごく一部で、対象領域も損害賠償といった領域に限られるのではないのでしょうか。このことは、自分もそうですが、リベラル・アーツというか、専門的な勉強をする前にある程度広い社会科学一般についての勉強の素地がない、そういうものを身に付けていないということも関係があるのかなと思います。日本のように、法学部に入ったら法学研究科、経済学部であれば経済学研究科という路線があって、その中で、強く意識して大学院に入ってから一生懸命他の学問領域を齧るのかと。

栃本 それは尾形先生が冒頭で書かれていることに関係があるのですが、経済学者にしろ、法律学者にしろ、古典的な意味での研究者は人間とは何かということを常々考えた人だと思うのです。知の巨人と呼ばれる人たちは、経済学なら経済学だけでなく、それに収まらない部分を持ちつつも、

禁欲的にかなり律している。広がりを持っている人でないと、本来、学者ではないと思うのです。

そういう意味では、おっしゃるようにリベラル・アーツが土台にあって、初めて本人の能力が花開く。同時に、そういう人であれば交流が楽というか、それが無い人の場合は完璧に自分の城壁を作っているから難しいと思うのです。山田雄三先生にしろ、西村周三先生にしろ、そのクラスになると、経済学者と同時に違う部分、それ以上の広がりを持たれています。それが重要だと思し、社会保障研究所の特色だったと思うのです。

もう1つ、若手の人が行政に行くというのは、審議会に月に1回出て、2時間話をするのではなくて、その場で仕事をさせたほうがいいのかと。先ほど尾形さんがおっしゃったように、かつては、政策形成の過程で役人が若手の研究者と喧々諤々議論し、あらゆる可能性を考えたものです。だけど、あるときに年金の議論で、その当時の年金の施策について異論を言う研究者を排除した。その人が年金局に連絡して年金局出入り禁止にしると。何が言いたいかという、そういう知を閉ざすような形では貧しい政策論となる。逆に、そういう人とどんどん議論していくのが社会保障研究所の役割なのです。異論を言う奴は研究会にも参加させないなんて、愚かしいと私は研究員として反抗しました。

本来であれば、先ほど尾形さんがおっしゃったように、役所のキャリアは四六時中理屈ばかり考えているところがあるのです。そして、情報の集約など、研究者だったら1年から3年掛かるところを、一挙に行います。こうしたプロセスに関わっていくことは、特に若い研究者にとって極めて意味があります。それと同時に政策を練ったり議論をしたりする際に、霞ヶ関の役人は考えてばかりなので、インプットするデータや発想が多様でなければいけないし、違うものが入っていかないと絶対に駄目ですね。同質集団では何も生まれないし、異質なものを受け入れるだけの度量がないと、学問的には駄目になります。そもそも役人は現状分析とあるべき姿を常に考えて、影響などを考えながら施策を考えると思うのです。そのときに、

菊池先生がおっしゃるとおり、もう少し長い時間、研究者と交流をできるようにしたほうがいい。是非そういうことをやるといいと思います。社会保障研究所にはそれを望みます。

菊池 先ほど小塩先生から効率性と公平性の話がありましたが、法学では効率性という概念はなかなか出てこないですね。公平という概念も余り使わないですね。

小塩 法の下での平等という概念がありますね。そのときの平等というのは、例えば所得再分配とか、そこまで考えているのですか。それとも法律の適用に対しては全ての人が平等に扱われることを意味するだけなのでしょうか。

菊池 所得再分配は憲法25条の生存権との関係で議論される。あくまで基本的には権利の問題として。公正という概念を使うこともあります。あとは正義ですね。ただ、正義と言っても、手続的正義については、コストと関係なく、わりと使いやすいのです。もう1つは矯正的正義ですが、実体的にどういう配分が正義にかなっているかという議論はなかなか難しいですね。

小塩 産業医学、あるいは経営学分野では組織的正義という概念がありますね。つまり、上司が部下をどこまで公平に扱っているかで、人々のメンタルヘルスや仕事満足感がどこまで影響されるかという研究はよくあります。正義というのは、経済学はあまり扱ってこなかったのですが、重要な概念ではないかと思います。みんなが、制度に納得して、この制度は大事だねと思って守るためのバックグラウンドになるのも、正義だと思います。

阿部 納得というのが重要なのですか。そこは社会学とか政治学の問題かと。

栃本 納得するかどうかということで言うと、社会学だとレジテマシー、正統性という概念をよく使うわけですね。正統性で政策の妥当性とかを議論することは往々にあり得べしです。ドイツの年金担当者が日本の年金改正について言ったことがあります。年金制度というのは長期にわたる国民との契約関係だから、財政がどうだとかによって変えるということは、到底ドイツではできない

と。日本では、比較的国民がそういうことをあまり意識しないのか、冷めているのか、それは正に国民の社会保障に対する信頼というか、国に対する信頼が非常に欠けている。正当性とか、そういう議論はもう少しあっても然るべきだと思います。

**阿部** ちょっと一言、問題提起として皆様の御意見をお聞きしたいところがあります。『季刊社会保障研究』を運営している立場からすると、論文の政策的インプリケーションがちゃんと書いてあるかということを中心に重視します。しかし、やはりそこはどのdisciplineからの論文も一番弱いところで、結局政策的インプリケーションは最後のほうに書いてあって、このような問題をもっと検討すべきであろうみたいなことで終わってしまう政策提言がすごく多いのです。そこをもう少しリッチなものにしていくためには、一体どのような学問的な試みとか、個々の研究者が必要なのかという点を、是非御教示いただきたいと思います。

**栃本** 非常に頃合が難しいのですが、政策提言をあまり抽象度の高いものにしてしまうと使えないので、生煮えではないのですが、ある程度完璧加工済みにはしない形での出し方をすることによって、行政の人とか研究者に考えてもらえるということがあります。

社会保障研究所には数か月海外研究できるという素晴らしい制度があったので、ドイツで介護保険の議論をし始めた頃、私はドイツの老人ホームに1か月住んでいたのです。そのときは、社会福祉のほうへ行くとは思わなかったのだけれども、老人ホームに実際に社会学者として住んでみようと思って住んでみた。そのなかで施設長から、「実は今、介護保険について、公私福祉連盟で議論している」といったお話を伺いました。ドイツに行く前に、社会扶助法、ドイツの生活保護みたいなもののコンメンタルを読んでいたら、介護給付金みたいなものがあって、それについて保険化の議論が書いてありました。そういうのからなるほどと思って、その後も各団体、州政府、行政官、政党の人たちなどと親しくなって、話を聞くということを行っていました。それでドイツにおける

介護保険の議論をまとめて、厚生省の方に渡して議論に供してもらおうという形にしたのです。

その際、「ドイツの介護保険はこうこうこういう構想があるから、日本でこのようにしなければいけない」と書いてしまうと駄目なのです。そういう方が、私が最初に行ったんだということになるのですが（笑）、心得として、影の存在でよいと。むしろ資料というか分析を供するみたいな、レポートというか。ただ、そのレポートというのはかなり徹底しなければいけないから、ドイツでも、実は連邦介護法というのを考えていて、ドイツの生活保護制度は連邦支出はゼロだと。連邦に金を出させようというのが連邦介護法の提案であるとか、民間保険の強制化であるとか、日本でも議論がなかったわけではないのだけれども、年金式の介護保険法とか、医療保険との関係での介護保険法とか、いろいろなことを考えるのです（これについては『総合社会保障』という雑誌に書くことを萩島さんに指示されて1985年6月に「西ドイツにおける福祉サービスと介護保険の諸問題」を書いていました）。老人介護政策に関するドイツでの議論、各党や各州、各団体の議論も分析して、それを基に日本もこれを作らなければいけないとまで書いてしまうと駄目だと思って、むしろ、子細なレポートを提供するということが、提言まで行かないのだけれども、参考になると私は思った。自己抑制的でないといけないのです。そういう意味では、提言という場合、いろいろあるのですが、ある部分でストップしておくということも必要だと思う。経済学とか法律学の領域であれば、分析の方法論とかが明確ですから、これは効果がないということをちゃんと言えらると思うのですが、制度論的なことで言うと、ある部分途中段階というか、「選択肢はこういうのがありました」とか、「これはこうこうこうだ」というところでとどめていたというのがありますね。

**阿部** でも十分に役に立ったということですね。

**栃本** はい。

**阿部** 尾形先生は政策の過程も御存じですが、どうですか。

**尾形** 後でまた『季刊社会保障研究』の話をされ

と思うので、そちらでまた議論したいと思いますが、阿部部長の御質問に対する答えとして申し上げておくと、先ほどおっしゃったように、学会では、どうしても学会の流行を追ってしまうというところがあって、それは政策的な要請とのギャップが生ずる可能性が高いのだと思うのです。せっかく『季刊社会保障研究』を4号出しているのだとしたら、私は4号とも同じような編集方針にする必要はないのではないか、もっと多様性を持たせてもいいのではないかと思います。

例えば1つの試みとして、本当に具体的な政策提言が欲しいのであれば、ある号については具体的な問題提起をして、問題解決型の論文を募集するというのをやってもいいのではないのでしょうか。例えば、こういう課題について必ず触れてくださいと条件を付ける。4号全部でする必要は全然ないと思うのですが、ある問題が非常に重要で、本当に何か提言が欲しいというのであれば、そういう募集を掛けるのも一法です。その辺は編集方針で対応できる部分だという気がします。

**阿部** 小塩先生、菊池先生は、この点について何かありますか。

**小塩** 政策提言をしっかりとした論文を書かなければいけないというのは、私自身の課題でもあるのですが、注目される論文というのは、政策提言を明示的に書かなくても、こういう政策が必要なのか、こういう政策はちょっとまずいな、ということが自然に分かる論文ですよ。我々はそういう論文を書かなければいけないと思うのです。

『季刊社会保障研究』にもそういう論文を載せるべきだと思いますが、どうしたらいいか。まず、「政策提言のある論文を期待します」と投稿要領に書いてもいいと思います。それから、ほかのジャーナルでもそうですが、政策的含意がきちんとあるかどうかを審査基準に置く。もう1つは、論文が受理されて、掲載が決まった段階で、著者に1パラグラフほどで「この論文には、このような政策的な意味があります」と宣伝をしてもらうことも可能かと思えます。

同じような問題は、実は私が少し勉強している教育経済学でも言われることですが、「経済学者

は難しい計量分析をして結果を出す、教育委員会とか学校レベルでは、皆さんの行った研究成果を実際の政策にどう反映させたいのか分からない」という批判があります。そこはやはり工夫しなければいけません。せっかくデータを苦勞して集めて実証分析をしても、それがどのように政策に反映されるかを意識しないと研究としては不十分でしょう。『季刊社会保障研究』に載せる論文の場合も、できるだけ政策提言を盛り込むことを支援する仕掛けが必要ではないかと強く思います。

**菊池** 『季刊社会保障研究』のためにという議論ではないのですが、また法学関係の論文はそんなに多くないですし、全ての論文を読んでいるわけではないのですけれども、研究者個人の能力という問題はさしあたり措くとして、3つぐらい感じたことがあります。

1つは、ある程度キャリアを重ねてからどこかの分野に特化していくというのは必要でしょうが、印象としてはかなり若いうちから専門分野、狭い分野に特化して行って、タコツボ的になっている面がありはしないか。全体を見ながら、その中で自分が何をやっているのか、自分がやっていることはどういう重要性を持っているのか、その判断ができていのかというものが1つです。社会保障と言っても広いわけですから、もう少し幅広く捉えて勉強する必要があるのではないかと。そこがきちんとできているのかというのは懸念される場所です。

2つ目は小塩先生から最後のほうにお話がありました。自分のやったことが現場、実社会においてどう反映され得るのか、自分がやっている研究の意味をきちんと踏まえて研究しているのかということです。どんなに純理論的な学問であっても、社会保障に関わる分野というのは、社会や実態や現場と全く無関係にやるのは余り考えられない。そこがインパクトの強さというところに、ひょっとして関わっているかもしれません。

3つ目はきわめて印象論ですが、流行が時々によって変わるという話を伺っていると、本当にその分野に愛着を感じて、自分はこれがやりたいと

愛情を持って取り組んでいるのだろうか。

阿部 研究者の姿勢として。

菊池 そうです。それも単なる1つの業績を重ねるための手段みたいな。ひょっとしてそういうのはありはしないかと。ここはただ、実証的にものを言っているわけではないので、飽くまで印象論ですけれども、そんなことをちょっと感じました。

阿部 皆さんのおっしゃっていることを聞いてみると、本当に大学教育から社会保障研究者を育て直さなければいけないという印象を持ってきます。

栃本 大学教育ということと言うと、社会保障研究者だけでなく、大学教育そのものに課題があると思います。先ほどのリベラル・アーツもそうだし、いわゆる教養力とか自分で考える力がないと、業績と言っても自分のための業績にしかならない。学術的な貢献になり得るものか、社会的な貢献になり得るものか、という2つの部分が、私などは一番大切だと思います。若い研究者の中には自分の業績を作るだけの意識になってしまっていて、最初の出発点がそもそもないみたいな形の研究者がいないわけではないと思います。

もう1つは社会保障研究所のスタッフからすると、常に呪縛というところがありますが、政策に資することをしなければいけないみたいな呪文というか、そういうのがすごくあると思うのです。しかし、自律した研究者としてこの相克は自分を鍛えますから、漠然と大学で研究と教育をしているよりもはるかに緊張感のなかで研究できるし、内容も吟味したものになり、学会誌や学会発表レベルとは違ったものが求められる。例えば私が30年前、ドイツの介護保険についての最初の出発点の頃、その後ドイツの介護保険などについても議論をしている人が私に対して何と言ったかというところ、栃本さんの趣味だとか、ドイツで介護保険なんかできるはずがないじゃないかと言った人ばかりでした。余計なことですが、それがさっささと論文を書いて第一人者みたいになると驚いちゃいますね。本当の研究というのはそうではないのですよ。別に流行で研究なんかしませんよ。民間の研究所でも、先行投資というか、現在はものになるか分

からないが目利きと確信で投資しますよね。それが研究所では重要です。みんながやるからやるというような研究ではイノベーション・革新にはなりませんし、オリジンを持ってません。後追いで、最近これが重要だからなどとやっているのは端から問題にならないのです。そういう意味では、根本のアルキメディアン・ポイントという礎をどこまで下げるかということがあるのだけど、その礎・アルキメディアン・ポイントが浅いと流されてしまっただけで、全然駄目なのが実は政策研究なのです。正に流行を追ってみたいりする。アルキメディアン・ポイントが海中の一番底まで行っている人は、上の流れに流されません。それこそが本当の意味で政策に資するということか、結果的に政策に資するので、このテーマがあるからやってくれというのは、必ずしも政策に資するということではないと思うし、そのレベルの研究は、役人からすれば、政策に資するとは全然思えないということだと思います。

## 第2部 『季刊社会保障研究』に求められる役割と今後の方向性

阿部 『季刊社会保障研究』の編集方針の話を始めさせていただきたいと思います。『季刊社会保障研究』を50年やってきたわけですが、このまま延長していくべきなのか、これから違う方向性や何か新しいことをやっていくべきなのかといった、すごく大きな話もあります。編集的、実務的なことについて、先ほども幾つかいいアイデアをいただきましたけれども、そういう話も含めて議論を膨らませていきたいと思っています。

私が今、担当部長として悩んでいることの1つは、例えば学際的なことをやると言っても、年金制度について法学者を1人入れて、経済学者を1人入れて、社会学者を1人入れてやる。そういうやり方でやるのがせいぜいで、実際そこでもいかず、次は法学特集、次は社会学特集みたいなアプローチになりがちです。

もう1つは、小塩先生も少し触れられています。方法論なのです。手法が各学問によってカッチと決まっているので、それを学際的に書く論文と

いうのは非常に難しくなる。例えば論文を査読者に出した場合、私たちはなるべく違う分野の査読者を選ぶようにしています。そうすると、判定がCとAというふうに全く分かれてしまうのです。1つの分野の先生がAと付けるのであれば、それはそれなりにいい論文だと思うのです。でも他の分野の先生からいってそれは許せないといったこともあるのです。こういう問題を、一体どうやって解決していけばいいのか。そういう話も含めてフリートークさせていただきたいと思います。

小塩 確かに、社会保障は学際的な研究テーマです。『季刊社会保障研究』が学際的な研究を進める役割を果たしていないのではないかというのが阿部さんの問題意識ですが、私はそれほど悲観的に考えなくていいのではないかと思います。経済学の人間に、法律の論文を書けと言っても、そんなの無理な話です。むしろ、ここでは、『季刊社会保障研究』の読者を想定していただきたい。図書館にこの雑誌のいろいろな号が並んでいますね。この号は経済学の人が書いているけれども、次の号は社会学の人、次は法学の人だと。他の領域の情報が簡単に手に入るわけです。こんなジャーナルは、ほかにはありません。例えば経済学のジャーナルに、法学者が論文を書いている。そんなことはあり得ない話です。ですから、『季刊社会保障研究』にいろいろな分野から書き手が参加しているというのは、もっと積極的に評価していいと思います。編集は大変ですが、読んでいこうから見れば非常に有り難いです。同じようなフォーマットで毎回出て、いろいろな分野の人が議論しているということ自体、学際的な研究として位置付けていいと思います。

阿部 ありがとうございます。

菊池 私は、『海外社会保障情報』の時代から編集委員を仰せ付かり、その後、『季刊社会保障研究』に移って御役御免となりましたけれども、企画を年4回立てなければいけませんから、なかなか余裕を持って長期的に新しいテーマに取り組むことが難しい状況だなどというのを、ひしひしと感じていました。特集にするに当たっての議論の蓄積というか、先ほど阿部さんがおっしゃった、法律か

ら1本、経済から1本みたいなことでなく、事前のすり合わせみたいなことがなされているのかどうかというあたりです。もうちょっと編集委員の先生方をうまく使って、要するにそれぞれ企画を立てられる能力のある先生方ばかりなので、そこで2年先とかを見据えて、社会保障の動きは早いですが、あまり短期的な動きに振り回されても、先ほどの話ではないですが、それが良いテーマかどうかというのがありますので。短期的に回していくものと、先を見越して編集委員の先生にお願いしてというのと区別してはいかがでしょうか。全部同じように毎回毎回やっていくと厳しいなという印象は受けていました。

阿部 尾形先生は、編集側としてもご尽力いただきましたが。

尾形 そうですね、御質問に対する直接の答えということではないのですが、そもそも『季刊社会保障研究』の基本的な位置付けをどう考えるのかという、少し大上段の議論から考えると、これは私の個人的な意見ですが、『季刊社会保障研究』というのは純然たる学会誌、ジャーナルではないのだと思います。各学問分野の最先端の論文というのは、それぞれの発表の場が内外にあるはずなので、そういう意味では、いわゆる学会のジャーナルではないというふうに思います。

では、どういうふうに位置付けるのかということですが、こういう整理ができないかと思っています。もう亡くなりましたが、政治学者の丸山眞男が「顕教と密教」という有名な議論をしていて、その枠組みで考えると、私は『季刊社会保障研究』の位置付けというのは顕教と密教を繋ぐレベルなのではないかと思っています。どういうことかと言うと、顕教密教論というのは最近あまり流行らないから御存じないかもしれませんが、戦前の明治憲法の下での天皇制をどういうふうに考えるかといったときに、少なくとも学界あるいは官界のレベルでは、天皇機関説というのは常識であった。そういう捉え方が当たり前のことでオーソドックスな理解です。ただし、それは密教だった。つまり一般の国民にはほとんど知らされていない。ごく限られたエリート集団の中だけで共有されてい

た概念です。一般の国民にとって天皇というのは現人神で御真影を拝んだりといった存在だった。それがいわゆる顕教、表に現れた教えということです。顕教と密教はものすごくギャップがあって、結局、顕教が密教を打倒してしまった。つまり天皇機関説事件というのがありましたね。それは密教が顕教から復讐されたというか、そういうふうに理解できるというのが丸山さんの有名な論文のテーマです。

社会保障でも顕教と密教があるのではないかと、最近、私は思うようになってきています。私の関わっている医療政策の分野で言うと、1つの例として申し上げますけれども、例えば平均在院日数を短くして医療費をコントロールする、医療費を適正化あるいは抑制するということが言われてきて、これは顕教だと私は思います。厚生労働省はずっとそう言ってきたし、少なくとも今、都道府県や国が医療費適正化計画というのを作っていますが、そこでは在院日数を短くすることが非常に重要なターゲットにされています。そういう意味でこれは顕教なのですが、専門家の間での密教では、平均在院日数を短くすると、医療費は増えるというのがむしろ常識です。

それは、ある意味で当たり前で、これは多分、経済学で言う他の条件を一定とするというのを誤って使ってしまった例ですが、在院日数を短くしてほかを一定にしておくというはできないのです。在院日数を短くするというは、1日当たりの単価が上がるという話なのです。例えば簡単な例で言うと、世界で最も在院日数の短い国の1つはアメリカですが、アメリカは世界で最も医療費を使っている。それに対して、日本は先進国で最も在院日数が長い国ですが、少なくとも今まではそんなに医療費は高くなかった。ですから、この議論で在院日数が長いと医療費が高いというのは顕教としてはそうですが、実は密教ではそうは思われていない。そこは大きなギャップがあると思います。最近、ようやくそのギャップが2025年モデルという形で出てきて、在院日数を短くするけれども、全体としてはお金が増えるのだということを初めて出した。その辺は、そう言っ

たら失礼ですが、これまでは国民を欺いた話をしていたといえる。

顕教と密教に非常に大きなギャップがあって、密教のレベルの話というのは、恐らくそれぞれの分野の専門誌などでは出ている話なのだと思いますが、それは多分伝わっていない。『季刊社会保障研究』のレベルというのは、その辺を睨んでいくのではないかと。最先端の論文というのはそれぞれの分野の専門誌に載っているはずなので、それを見ればいだろうということです。しかし、そのギャップというのは結構長く続く。特に医療の分野だとそういうことが非常に多いように思います。

栃本 本当によく分かるのです。なぜかと言うと、私は日経新聞の夕刊に何人かで13か月連載したのですが、その名称は「福祉ざっくばらん」と言うのです。なぜ「福祉ざっくばらん」かと言うと、実は福祉の領域でも世間で言われていることや、世間向けの説明、一般的理解は、役所的には全然違うことが多いのです。ジャーナリストや審議会委員の先生方の説明というのは、対外的にはいかにも分かりいいとか、ないしは分かりにくい説明をしているけれども、そんな役所の中の人にはこれっぽっちも本当は考えていない。中にはそれを本当に信じ込んでしまって、本当にそうってしまったみたいなことになるのですが、もともと考えている人は全然そうではない。そのギャップというか、それが顕教と密教の部分だと思うのです。先ほど菊池先生が、若手の研究者は少し行ったり来たりしたほうがいいのかというのは、ある意味で顕教と密教の両方に通じることになるわけですね。

そういう意味で、『季刊社会保障研究』がそういうことをするのはとても重要ですが、問題は、編集幹事が顕教しか知らないというか、顕教を軸にして分析しているから役に立たないのではないかとされるわけです。役に立たないのではないかとするのは全く敏感に反応する必要は本当はない。その上でなのですが、厚労省に近く、密教についてのところが少しでも分かっていたら編集方針が全然違うわけです。

阿部 私たちには、密教は明らかにされていないですよ。そこは遠いです。たかが数百メートルでも。

栃本 そこら辺は、研究者として肉迫すればいい。

尾形 それは多分2つあって、密教というのは正に役人の中だけでしか共有されていない部分もあるかもしれないけれども、そうでない部分も結構あります。例えば、先端的な論文などで明らかになっていることが、伝わっていないということもたくさんあります。医療の分野で言うと、相変わらず高齢化が医療費増加の主因だといった議論がされている。これは20年ぐらい前にニューハウスの論文などで、一番の要因は技術進歩だというのが明らかにされているはずなのですが、相変わらず日本では高齢化が最大の要因という議論がされているわけです。それは別に役所が隠しているという話ではないと思います。

阿部 なるほど。小塩先生、どうぞ。

小塩 先ほど、『季刊社会保障研究』が、いろいろな分野の研究者が執筆する、非常に珍しい雑誌であると申し上げましたが、その特徴をもっと利用することはできないかなと思います。1つは、ちょっと安直かもしれませんが、このように分野の違う研究者が集まって1つのテーマで座談会を行う。論文を読むよりも座談会を読むほうが楽ですから、ほかの分野の状況を知るには手っ取り早い方法だろうと思います。

もう1つ、もうちょっとがっちりした仕組みとしては、特集論文は2本か3本に絞って、もちろん経済学者には経済学のアプローチで書いてくださいと言えはいいのですが、そのコメント的な論文を1ページぐらいで違う分野の先生に書いていただく。もし紙面に余裕があったらそのリジョインダー、リプライを執筆者に書いていただく。そういうことなら可能ではないかと思えます。経済学者に社会学の論文を書けというのは無理ですけども、経済学者でも社会学の論文は頑張ったら読めます。ですから、「読んだけれども、経済学ではここは理解できない」とか、「ここは反論したい」という気持ちは少なからず皆さん持っていると思う。それを書いてもらったらいいと思います。そ

んなに大きな論文を書かなくてもいい。ちょっとしたコメントを書いていただく。また、それに執筆者が答える。異文化交流とかinterdisciplinaryとまでは言えないかもしれないけれど、非常に手っ取り早い形で今の枠組みをもっと利用することができます。

阿部 4本に1本ぐらい、そういうふうになっていいかもしれませんね。

小塩 そういう仕組みは考えていいのではないかと思います。

尾形 私は全くそれに賛成です。経済学者の間では、少人数のカンファレンス形式の会合がよく開かれますが、それと組み合わせるという手があるのではないかと思います。一定のテーマを決めて、論文発表してコメントし、また反論するというのも含めてカンファレンスの形式でやって、それに座談会を加えてもいいと思います。かつては経済学者だけの社会保障カンファレンスというのをやったのですが、これをinterdisciplinaryとか、いろいろな分野の人に入ってもらってやる。それは是非提案したいと思います。

栃本 私からの提案は、いま依頼して「半年後に書いてください」という形とは別に、定期寄稿者に自由に書いてもらう。1年に1回でもいいのですが、その人が常に自分で考えて自分本来のテーマで、なおかつ熟成されたものを書いてもらう。定期寄稿者で知の巨人だったら、気になることを四六時中考えていて、それに基づいて自分でやってみたりするわけです。自由に勝手なことを書くという意味でなく、要するに普段考えていることで出来上がったものがあると、だいぶ違うというのが1つです。

もう1つは、こういうアカデミズムの部分で幾つか研究があった場合に、解決策は異なったとしても認識はほとんど同じみたいなことは結構ありますね。表面的に見ると、この人は厚労省に反対する人だけれども、認識はほとんど同じみたいなことがある。そういうことがあるので、異説、異論の人たちもきちっと載せないといけないと思います。その上で、論文を書いた人に会わせて座談会をする。そうすると、「この論文のインプリケー

ションはこうだ」とか、「あなたはこう言っているけれどもこの部分は共通だ」とか、そういう解題みたいなものになる。論文が完成品として単に載っているというだけでなく。

阿部 先ほどの小塩先生のおっしゃったことですな。

栃本 そうそう、そういう形になる。もう1つは、例えば政策のフロンティアみたいなものというのは、編集幹事とかその人たちのアンテナと力量が明確に出る。それがないと本当は社会政策の研究者は務まらないと思う。それは別に政策に資する研究ばかりやるという意味でなく、その上で基礎研究をするということと言うと、こういう研究所の研究員は大学の先生よりも遥かに大変なのです。その自覚を持ってやっていただくと同時に、そういう観点からすれば政策のフロンティアみたいな1年先の部分をやってもらう。

もう1つ重要なのは、料理屋でメニューはあるけれども雪が降ったからこの野菜はないとかありますね。社会保障の領域だとメニューがきちっとあって、特集のテーマや政策フロンティアとは別に、定番だけど現在は欠になっていますみたいなね。そういう項目も、先ほどの定期寄稿者とは違う意味ですが、あったほうが良いと思う。

阿部 菊池先生、お願いします。

菊池 論文本体ではないですけども、「研究の窓」というのがありますね。去年、私も頼まれて、特集の枕みたいな話で簡単に書きましたけれども、そういうのが必要かどうか。そうではなくて、例えば4ページぐらいで、それこそ巨人ではないですが、大御所の先生方に学問的な方法論の話を書いていただくと結構みんな読むのではないかと。特集の趣旨みたいなものは誰も読まないだろうなと思いつつ書いていました。

阿部 そうですね。

栃本 あと、最近は国の役人はどのくらい書いているのですか。

阿部 ほとんど書いていないです。お願いしていないですね。

栃本 なぜですか。

阿部 それは『季刊社会保障研究』が非常に経済

学に偏ってきて、データを使うような論文が良いという風潮になってきてしまったからだと思います。ですから、なかなかそれ以外のdisciplineの方をお願いするのは、社会学や法学の特集でもない限りというのが出てきていると思います。

栃本 それは残念だと思います。社会保障研究所という、いろいろな血が合わさって異化作用というか、あと先ほどのtransdisciplinaryのような部門をやりようとしたら、経済学のすごい研究者から見たら「これは」とか、あと領域が違うからこの意味があるのかなと思うかもしれないけれども、行政官に書いてもらうというのはとても大切です。

菊池 学術的な知識を持っていない人にも書いてもらうというのは、学術雑誌としてはいかがなものかと、そういう意識はありませんか。

阿部 そうですね。それでも非常に面白いことを書いてくだされば、それなりに意義はあると思います。海外に出られた1等書記官の方に海外の情報を書いてもらうことはありますが、日本の制度のことについて日本にいる方に書いてもらうことは、今はまずないですね。非常に少ないです。

小塩 例えば、財務省だったら『フィナンシャル・レビュー』があり、内閣府には『経済分析』がある。『フィナンシャル・レビュー』は査読雑誌ではないですが、財務省の広報誌ではない。ちゃんと学術的価値のある論文を載せているのですが、厚労省はそういう雑誌を持っているのですか。

菊池 『週刊社会保障』とか『社会保険旬報』とか、しかも何とか研究会という名前を付けて匿名で書くのです。

尾形 多分、『季刊社会保障研究』は読まれていないと思っている。だから『週刊社会保障』とか『社会保険旬報』のほうに書く。もちろん向こうのほう書きやすいということはあるのですが、それだけでなく、広く読ませたいという意識もあるのではないかと思います。少なくとも役人とか政策決定に関わるような人は、『季刊社会保障研究』に書いても多分読まない。

阿部 読みたいと思われるような雑誌にしなければいけないのですよね。

尾形 例えば、さっきのカンファレンスみたいなところでコメンテーターとして呼ぶとか、いろいろなやり方があるのではないのでしょうか。

阿部 そうですね、コメントはできる。

栃本 顕教密教をそのまま社会保障研究で1つの論文というのは難しいので、むしろ座談会とかカンファレンスの場合は可能なわけです。

阿部 本当にいろいろなアイデアが出て私もびっくりしています。少しでも前進させていきたいと思います。今日は本当に長い間、どうもありがとうございました。

注

1) 小山路男編著『福祉国家の生成と変容』(光風館, 1983年)

(おがた・ひろや 東京大学政策ビジョン研究センター  
特任教授)

(おしお・たかし 一橋大学経済研究所 教授)

(きくち・よしみ 早稲田大学法学学術院 教授)

(とちもと・いちさぶろう 上智大学総合人間科学部  
教授)

(あべ・あや 国立社会保障・人口問題研究所  
社会保障応用分析研究部長)